

まん延防止等重点措置協力支援金(飲食店等)の申請について

令和3年6月21日(月)～7月11日(日)分

本支援金は、次の対象施設を管理する事業者が対象です。

※従来から21時まで閉店している施設は、本支援金の対象外となります。

対象施設	<p>石狩市内全域の次の施設(※1)(※2)</p> <p>(1) 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>(2) キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>(3) 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>
要請・協力依頼の内容	<p>(1) 営業時間は、5時から21時まで</p> <p>(2) 酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、11時から20時まで</p> <p>(3) 次の感染防止対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理、誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む) ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる <p>(以下、協力依頼)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一グループの入店は、原則4人以内 ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践) <p>(4) 業種別ガイドラインを遵守する。</p> <p>(5) 飲食を主として業としている店舗等において、カラオケ設備の利用を行わない。</p>
要請期間	<p>令和3年6月21日(月)から7月11日(日)まで(21日間)</p> <p>(遅くとも6月23日(水)からご協力いただくことが必要です。)</p>
支給金額	<p>1店舗1日当たりの支援金額 × 要請に応じた日数(21日間)</p> <p>店舗ごとに企業規模や売上高等に応じて算出した金額</p>

※1 対象施設については、要請期間の前日(令和3年6月20日)時点で、「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設が対象です。

※2 従来から21時まで閉店している施設は、本支援金の対象外となります。

※3 従来から21時を超えて営業している場合は、営業時間を5時から21時までとし、かつ、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を11時から20時までとした場合に限り、本支援金の対象となります。

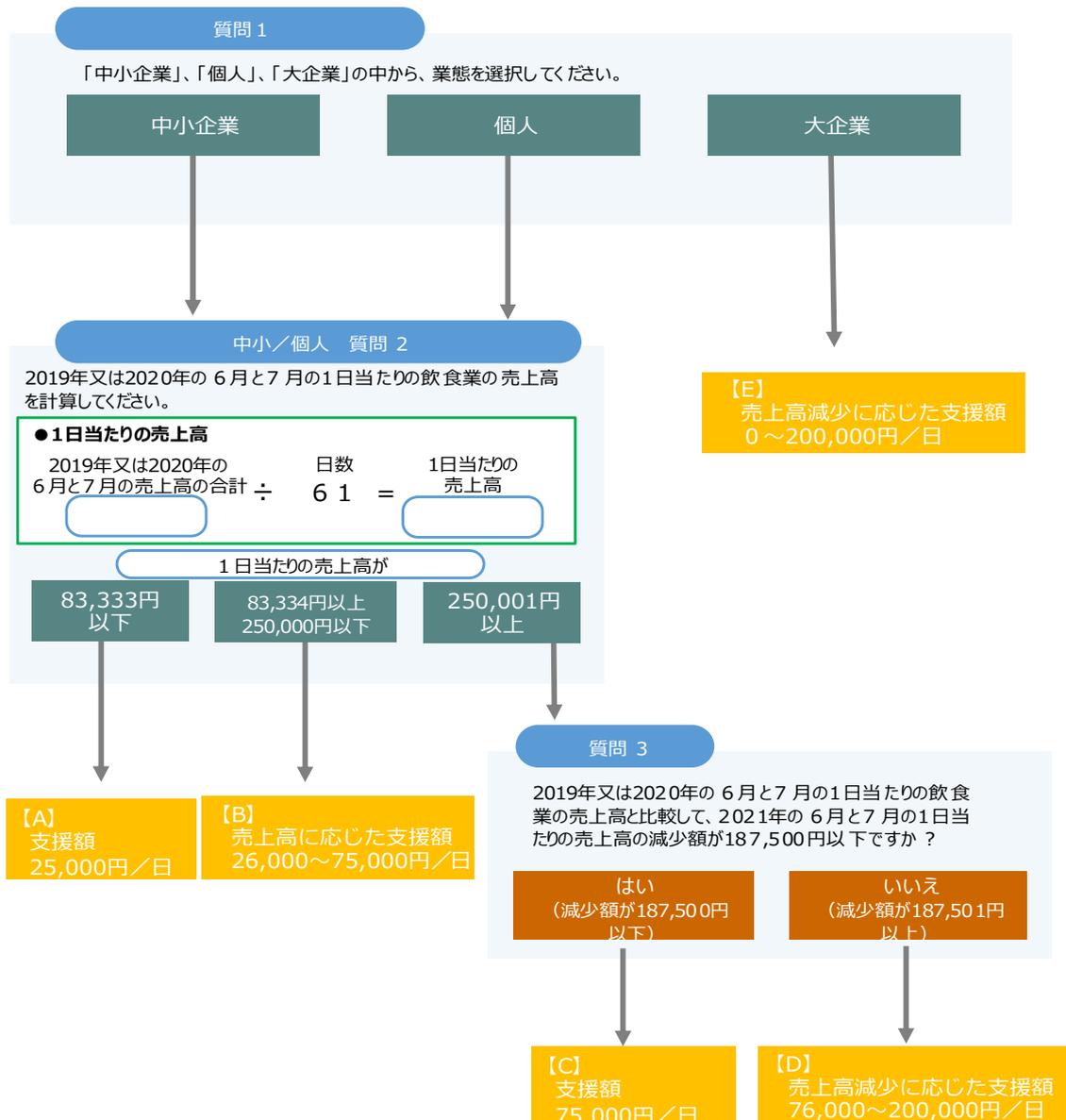
※4 協力開始が6月21日（月）よりも遅れた場合は、ご協力いただいた日数に応じた支援金額となります（例えば、6月22日（火）からご協力いただいた場合は、1日分減額となります）。6月24日（木）以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、一切支給できませんのでご注意ください。

注 意	<p>管理している施設（店舗）が札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市又は旭川市にも所在する場合は、所在する各市町村への申請が必要となります。</p> <p>※令和3年8月31日（火）が申請期限となっています。</p> <p>【問い合わせ先】 011-350-7377（専用ダイヤル） 受付時間 平日8時45分から17時30分まで</p>
------------	---

1 店舗1日当たりの支援金額の算出方法について

【支援金額の計算手順フロー】

※申請に当たっては、申請書に沿って計算してください。



【企業規模の定義】 中小企業基本法に基づき以下のとおりとなります。

●中小企業

<飲食業>

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円以下の会社又は「常時使用する従業員の数」が50人以下の会社・個人

<カラオケなどのサービス業>

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円以下の会社又は「常時使用する従業員の数」が100人以下の会社・個人

●大企業

<飲食業>

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円を超え、かつ「常時使用する従業員の数」が50人を超える会社

<カラオケなどのサービス業>

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円を超え、かつ「常時使用する従業員の数」が100人を超える会社

石狩市への申請概要

【受付期間】

令和3年7月12日（月）から令和3年8月31日（火）まで【当日消印有効】

【申請書類の郵送先】

※感染症拡大防止の観点から、お持ち込みによる申請は受け付けいたしません。

〒061-3216

石狩市花川北6条1丁目5番地 石狩商工会議所内

石狩市感染防止対策協力支援金事務局

※ 申請書類等は、以下よりダウンロードすることが可能です。

石狩市感染防止対策協力支援金事務局ホームページ（石狩商工会議所 HP 内）

（URL）<https://www.ishikari-cci.or.jp/>



【問い合わせ先】0133-72-2111（石狩商工会議所内）

受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで（土日祝を除く）

石狩市への申請について

I 協力支援金の概要

【支給の考え方】

石狩市内全域の対象施設のうち、休業や営業時間の短縮等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご協力いただいた施設（店舗）を管理する事業者を対象に、支援金を支給いたします。

※ 酒類提供の有無にかかわらず、従来から21時を超えて営業を行っている施設（店舗）が対象です。

II 申請要件

次の全ての要件を満たす者であること。

1 石狩市内において対象施設を管理する法人又は個人事業者

※ 石狩市内の対象施設を管理する事業者の本社が、石狩市外にある事業者も支給対象となります。

※ 石狩市内で複数の施設を管理している事業者は、取組を行った施設分を一括して

申請してください。この場合、各施設の支給金額を合計した金額を支給いたします。

2 要請期間開始の前日（令和3年6月20日(日)）の時点で、営業に必要な許認可等
を取得の上、対象施設を管理する事業者

※ 1つの施設を複数の事業者が共同で管理しているような場合、代表して申請を行
う事業者のみ対象となります。

【要請期間】

令和3年6月21日（月）から7月11日（日）まで（21日間）

※遅くとも6月23日（水）からご協力いただく必要があります。

3 要請期間の全てにおいて、下記（1）から（5）の全ての感染症防止対策に取り組
んだ対象施設を管理する事業者

要請・協力依頼の内容

- (1) 営業時間は、5時から21時まで
- (2) 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）は、11時から20時まで
- (3) 次の感染防止対策を実施する。
 - ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理、誘導
 - ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置
 - ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
 - ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場して
いる者の退場も含む） ・施設の換気を行う
 - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のあ
る措置を講じる
- (以下、協力依頼)
- ・同一グループの入店は、原則4人以内
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及び北海道コロナ通知システムの活用と呼
びかけ
- ・滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（黙食～食事は静かに、会話はマスク
～の実践）
- (4) 業種別ガイドラインを遵守する。
- (5) 飲食を主として業としている店舗等において、カラオケ設備の利用を行わない。

【参考情報】

* 業種別ガイドライン

【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のページ】

(URL) <https://corona.go.jp/prevention/>

* 社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会のページ】

(URL) <http://zensyaren.net/>

* オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【一般社団法人 日本バーテンダー協会のページ】

(URL) <http://www.bartender.or.jp/covid19guideline20210414>

- * カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【一般社団法人 カラオケ使用者連盟のページ】

(URL) <https://www.kua.or.jp/>

- * 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン

【一般社団法人 日本フードサービス協会のページ】

(URL) <http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

- * 結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」

【公益社団法人日本ブライダル文化振興協会のページ】

(URL) <https://www.bia.or.jp/guidelines/>

- 4 要請期間に関し、国の「月次支援金」、道の「北海道大規模施設等協力支援金」、「道特別支援金 B」を重複して受給していないこと。

- 5 申請事業者が、次のいずれにも該当していないこと。

- (1) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下本項において「法」という。）第2条第1項第6号の暴力団員をいう。以下本項において同じ。）である場合
- (2) 暴力団（法第2条第1項第2号の暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる場合
- (4) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

Ⅲ 申請手続き等

本支援金では、5月16日（日）から5月31日（月）までの要請に係る緊急事態措置協力支援金（飲食店等）【5月分】（以下【5月分】という。）又は6月1日（火）から6月20日（日）までの要請に係る緊急事態措置協力支援金（飲食店等）【6月分】（以下【6月分】という。）との同時申請の場合や【5月分】又は【6月分】の支給を受けた場合などに、申請を簡素化することも可能です。

詳細につきましては、7ページの4と9ページの「申請の簡素化について」をご参照ください。

1 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

- (1) 石狩市感染防止対策協力支援金事務局ホームページ（石狩商工会議所 HP 内）
(URL) <https://www.ishikari-cci.or.jp/>

※ 申請書類等をダウンロードすることが可能です。

- (2) 石狩市役所 1 階ロビー、3 階商工労働観光課
石狩商工会議所
石狩北商工会



2 申請書類の提出

「申請書類について（7ページ～）」に記載の申請書類を提出してください。

- ※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
- ※ 申請書類のご提出前に必ず写しを取り、お手元で保管してください。
- ※ 提出いただいた書類の返却はいたしません。

3 申請受付方法及び申請受付期間

【郵送による申請】

令和3年7月12日（月）から令和3年8月31日（火）まで【当日消印有効】

【郵送先】

〒061-3216

石狩市花川北6条1丁目5番地 石狩商工会議所内

石狩市感染防止対策協力支援金事務局

- ※ 上記への送付で、本支援金と同時に【5月分】、【6月分】を申請できます。
- ※ 郵便物の到着に係る確認のお問い合わせには対応できませんので、簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。
普通郵便でお送りいただいた場合、書類の不着により申請が受け付けられない場合があります。
- ※ 写真や書類のコピー等を同封される場合は、申請者のお名前（法人名、個人事業者名）や施設名（店舗名）を余白や裏面に記載してください。
- ※ 封筒には、切手を貼り付け、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。料金不足の場合には、返送させていただきます。

- ※ 感染症の拡大防止のため、お持ち込みによる申請は受け付けいたしません。
- ※ 石狩市外の対象施設については、別途、申請していただく必要がありますので、あらかじめご確認をお願いいたします。

4 申請の簡素化

申請の簡素化が可能な場合は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合です。それぞれの場合において、提出が省略可能な書類が異なりますので、ご注意ください。申請に当たっては、「必要書類チェックリスト」をご参照ください。

- (1) 【5月分】又は【6月分】を既に申請済みでいずれかの支給通知を受けた方
- (2) 【5月分】又は【6月分】を申請中の方（(1)に該当する方を除く。）
- (3) 今回、【5月分】又は【6月分】を同時に申請される方
- (4) 【5月分】及び【6月分】を申請せずに、本支援金のみを申請される方 → 簡素化できません。

5 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められる場合に支援金を支給します。審査の中で不明な点などがあれば、電話等により内容の確認をさせていただく場合があります。その際、期日までに必要書類の提出がない場合等には、申請を取り下げたものとみなされる場合がありますので、ご注意願います。

また、申請書に記載いただいた支援金額等の修正が必要な場合、電話等により、修正後の金額等についてご説明させていただくことがあります。

6 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときにも、不支給に関してご連絡いたします。

IV その他

- 1 本支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の支給決定を取り消します。既に支給済みの場合は、申請者には支援金を返還していただきます。
- 2 申請書類に記載された情報を公的機関（税務当局・警察署・保健所・市町村等）に提供する場合があります。
- 3 誓約書（様式2）に記載している全ての事項について、誓約していただきます。

申請書類について

- 1 申請書（様式1）※P1～P3まで3枚あります。
支給金額の算定にあたっては、**飲食部門の売上高（消費税及び地方消費税を除く）**を記載いただきます。
飲食部門の売上高には、原則としてデリバリーやテイクアウト、物販等の要請対象外の行為の売上は含まれません。
振込口座については、必ず申請者名義の口座をご指定ください。法人の場合は当該法人名義の口座に限ります。
- 2 誓約書（様式2）
本支援金の申請にあたって誓約いただく事項を必ずご確認ください。
- 3 売上高及び営業実態が確認できるもの
 - 【法人・個人事業者共通】
 - ① 1日当たりの売上高を算出した年（2019年又は2020年）の**6月と7月**の売上台帳等の帳簿の写し（申請を行う**全ての施設分**）
 - ② 直近の確定申告書「別表一」（個人にあつては、「第一表」の写し。個人番号を塗りつぶしたもの）※ 中小企業（個人事業者を含む）の施設（店舗）で、**1日当たりの売上高が一定額以下の場合、①は不要です**（詳細は申請書にてご確認ください）。
この場合、当該施設の1日当たりの支援金額は、「売上高方式」の下限額（2.5万円）となります。**この場合でも、営業実態の確認のため、②はご提出いただきます。**
※ 売上高が明確に確認できる書類を提出できない場合は、各算出方式の下限額で当該施設の支援金額が算出されます。この場合でも、営業実態の確認のため、②はご提出いただきます。
※ ①については、申請を行う全ての施設分必要です。また、年月・事業者名・店舗名・月の売上合計・事業別の売上（複数事業を営んでいる場合のみ）が記載されたものをご提出ください。
※ 売上高減少額方式により算出される場合には、2021年6月と7月の売上台帳等の帳簿の写しも必要です。
 - 【法人の場合】
 - ① 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し（「別表一」の写し）
 - ② 直近及び1日当たりの売上高を算出した年の法人事業概況説明書（月別売上高）の写し
 - ③ 履歴事項全部証明書の写し
 - 【個人事業者の場合】
 - ① 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し（「第一表」の写し。個人番号を塗りつぶしたもの）
 - ② 青色申告決算書（月別売上高）の写し／白色申告収支内訳書の写し

○【留意事項】

- ①創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し又は「法人設立・設置届出書」の写しを提出してください。
- ②審査にあたり、必要に応じて追加の資料提出を求められることがあります。

4 営業に必要な許可を取得していることが分かるもの（申請を行う全ての施設分）

○ 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し

- ※ 営業許可証に記載された名義が申請者と異なる場合、申請者との関係性を示す資料をあわせてご提出ください（住民票の写しなど）。

5 業種・業態・従前の営業時間が確認できるもの（申請を行う全ての施設分）

- ①施設の宣伝チラシ、ホームページ、SNS画面、外観（社名や施設名入り）及び内観の様子が分かる写真、飲食店情報サイト、雑誌の写しなど
- ②料理や飲み物を提供していることが分かるメニューの写し、写真など

6 要請に協力いただいたことが分かるもの（申請を行う全ての施設分）

- 要請期間中に営業時間の短縮、酒類提供時間（利用者による酒類の店内持込みを含む）の短縮、飲食を主として業としている店舗等において、カラオケ設備の利用を行わないなどの取組を行ったことが分かる施設での告知チラシ、掲示物、店舗のホームページ、SNS画面、DMの写しなど

7 口座振替を希望する口座の通帳の写し

口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店舗名が分かるページの写し

- ※ 【5月分】又は【6月分】を受給された方は省略することができます（これらの支援金と同じ振込先とする場合）。
- ※ 省略する場合、上記支援金通知書の写しを提出してください。

8 本人確認書類の写し（個人事業者のみ）

運転免許証、保険証等のいずれかの写し

- ※ 現住所等が裏面に記載されている場合は、裏面の写しも提出してください。

9 その他

提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。書類の記入にあたっては、鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。

申請の簡素化について

「Ⅲ 申請手続き等 4」に記載の申請状況により、申請書の記載や提出を省略できる書類が異なりますので、申請に当たっては、「必要書類チェックリスト」をご参照ください。